

議案第95号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局(12)の項中「(12)」を「(11)」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局(32)の項中「(32)」を「(31)」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。